

京 都 帝 國 大 學 經 濟 學 部 內 東 亞 經 濟 研 究 所

年 四 回 (三 月 五 月 九 月 十 二 月) 發 行

東 亞 經 濟 論 叢

第 二 卷 第 三 號
昭 和 十 七 年 九 月

東 印 度 農 林 業 の 性 格 經 濟 學 博 士 目 崎 憲 司

佛 印 に 於 ける 協 同 組 合 に つ い て 經 濟 學 博 士 松 岡 孝 兒

北 支 の 小 作 制 度 經 濟 學 博 士 八 木 芳 之 助

江 北 の 鹽 墾 公 司 考 經 濟 學 士 天 野 元 之 助

清 代 貨 幣 考 經 濟 學 士 穗 積 文 雄

支 那 航 域 に 於 ける 日 英 船 經 濟 學 士 佐 波 宣 平

支 那 女 子 紡 績 勞 働 者 創 出 過 程 の 特 質 經 濟 學 士 岡 部 利 良

南 方 物 價 對 策 の 諸 問 題 經 濟 學 博 士 谷 口 吉 彦

附 錄 南 方 文 獻 目 録

(禁 轉 載)

有 斐 閣 發 賣 肆 書

清代貨幣考

穂積文雄

目次

一 はしがき	二 現象形態	三 概念形態	(イ) 貨幣數量説	(ロ) 通貨調節策	1 數量增大策
a 通貨造出	b 銅銀増加	c 舊錢兼行	d 私銷禁止、附・剪邊律	e 銅禁、附・海關の反對説	f 退藏禁止
g 大錢、鍍錢、紙幣	2 數量減少策	a 通貨造出の抑止	b 通貨回收	c 私鑄禁止	(ハ) 紙幣排拒風潮
(ニ) 金屬説	(ホ) 金本位論	(ヘ) 金爲替本位論	四 むすび		

一 はしがき

有清一代の貨幣思想を清史稿・食貨志・錢幣の條下にかざはんとするのが本稿の目的である。清史稿は人も知るところ、中華民國三年、北京に開設せられたる清史館において、前後無慮數百人を煩はし、十四年の歲月を閲して成れる草稿を、正史として刊行する前、これを江湖の士に示してその繩愆糾謬を得んとの用意から、まづ

清史稿として世に問へるものであつて、その體裁は大體明史に倣ひ、やゝ通變を加へ、本紀二十五卷・志一百四十二卷・表五十三卷・列傳三百十六卷・凡べて五百三十六卷に及ぶ。そして、ひとしく食貨志といつても、漢書のそれはもとより、唐書・五代史あたりまでは、まづ根本資料といつてよく、いはゆる九通その他の政書類、その引くところは多くこれよりするに似る。しかるに清史稿になると、その趣を異にし、かへつて皇朝三通乃至皇朝續文獻通考あたりより引くと思はれるふん多く、しかもきはめて簡略にして、筆者のごとき、往々にして、それらと對照するにあらざればその眞意を捕捉しがたきところすらなきにしもあらず、特に皇朝文獻通考あたりと比較するときはその詳否日を同ふして語るべからざるものがある。しかしながら、それにもかゝはらず、それはもと、有清一代の錢幣に關する事項を一望の下に收めたるころになほその意義をみるべく、それが簡略であるといふことは、また、最も重要な事項のみを收むることを意味し、従つて當時の貨幣事情の性格を明瞭ならしむるに益ありとなし得よう。とは云へ、それは簡略のために、ほとんど、事實の記述にとゞまり、思想を思想としてとりあつかふにかくるの恨がある。故に、われは、事實の中に思想をさぐり、現象形態の背後に觀念形態を想定せねばならぬ。それでまづ現象形態をながめ、それより觀念形態をうかゞふであらふ。

二 現象形態

清朝における貨幣の中心は初は銅錢である。その鑄造は太祖の天命通寶に遡る。滿洲文のものと漢文のものとの二品あり、滿洲文のものをやゝ大とする。けだし、滿洲を重んずる政策の一端か。次に太宗により天聰通寶

が鑄られる。天命通寶の式による。従つてやはり滿文・漢文の二品よりなる。しかし、本格的の鑄造はおそらく順治元年世祖が都を燕京に定め、明の制に倣ひ、戸部に寶泉局を、工部に寶源局をおき、順治通寶錢を鑄るにはじまるといへよう。順治通寶は一品で、紅銅七、白銅三の割合で鼓鑄し、錢一千箇を一串とし、一萬二千串を一卯とし、年に三十卯、すなはち、三十六萬串、すなはち錢三億六千萬箇を鑄造するものとせられる。一錢の重量は初は一錢であつたが、翌順治二年増して一錢二分とせられる。そして、一錢二分の錢七枚が銀一分にあたるとし、舊錢はその倍、すなはち十四枚が銀一分にあたるとせられる。皇朝文獻通考をみると、重量一錢の錢が七枚で銀一分にあたるとせられてゐたのであるが、それでは銅錢の價值があまりに高すぎて民間困苦をきたせるにやるとある。こゝに舊錢といふ中には、重量一錢の順治通寶をふくむべく、すると舊錢と新錢の重量の比は一と一・二であるのに、その比價は一對二となり、舊錢の價值が低すぎることになりはせぬかとの疑がおこりうる。しかし、舊錢は禁止することさへ珍らしからぬのであるから、かゝる比價の決定は驚くにもあたるまい。だが、一對一・二の比のものを一對二と定むれば、やはり新錢の價值が高すぎることになる。そのためでもあらうか、あらためて新錢十枚をもつて銀一分にあてることとなる。さうすれば、新舊錢の比價は十對七でほゞ一・二對一に相當する。順治通寶は各省鎮においても式に遵つて鑄造をはじめ、山西・陝西・密雲・薊宣・大同・延綏・臨清・盛京・江西・河南・浙江・福建・山東・湖廣・及び荊州・常德・江寧の三府に前後して鑄局が開かれる。たゞし、順治五年、盛京・延綏の二局が停止せられ、同六年、大同局が陽和に移され、同七年、襄陽・鄖陽二府に鑄局を開き、八年には各府鎮の鑄造を停止し、十年また密雲・薊宣・陽和・臨清の鑄局が開かれる。

*) 清史稿には「……順治通寶錢定制以紅銅七成白銅三成搭配鼓鑄錢千爲萬二千串爲一卯年鑄三十卯……」とあるが、その「錢千爲萬二千串爲一卯」は「錢千爲一串一萬二千串爲一卯」とあるべき「一串一」が脱落せるものと思ふ。

初、戸部は新鑄錢で用が足りるとし、前代すなはち明朝の錢はたゞ崇禎錢だけ暫定的に通用を許し、他は皆廢し、單なる銅として官に輸し、官は代金を支拂つてこれを買ひあげ、私鑄および、小錢偽錢を禁じ、また舊錢の禁を申ね、嗣いでもつて官に輸せしめる。その廢した錢を官に輸せしめて買ひ上げることゝしたのは、もつて鼓鑄の材料とするためであることは容易に想像できよう。しかるにそれが思ふようにゆかなかつたので、天下に令して三月をかぎりてことごとく官に輸することゝし、もしこの期限が過ぎてなほ舊錢を行使するものはこれを罪することゝした。

順治八年、重量をさらに増して一錢二分五厘とし、錢千を銀一兩とした。すなはち錢十枚が銀一分にあたり、錢一枚は銀一厘にあたる。故に錢背の左側に漢文で一厘の二字を記する。かく以前には、一錢二分の錢が十枚で銀一分にあたるとせられてゐたものが、一錢二分五厘の錢十枚で銀一分にあたるとせられるにいたつたのは、やはり銅錢の價值が高すぎて民間困苦するものあるがためであるとなすをえようか。

そしてこの錢について劃一通行の制を定め、私鑄を禁じ、犯すものは法を枉げて贓すると同罪としたのであるが時に官錢壅滯すと清史稿には記載せられてゐる。しかしその理由を記せず、皇朝三通には、壅滯の記述すらない。それで、しばらく想像を逞しくするならば、畫一通行の制を定めたのに舊錢その他式に合はざるものが行はれたことは、その私鑄を禁じてゐるところによりてもうかゞはれ、また皇朝三通に明らかなるところでもあり、さらに「時に官錢壅滯す」とあるは、官錢以外の錢の行はれありしことを思はしめるに足る。そしてそれらは官錢より質が悪いとみねばなるまい。さうすると、そこには當然グレイシアムの法則が顯現して官錢は流通界より姿

*) 清史稿には「……書一通行之制……」とあるは「劃一通行之制」の誤、(小竹文夫學士、清史稿正誤表、支那研究第四十八號)

を消すに至つたものと考へてよいのではなからうか。

それはともかく、官錢が壅滞したことは事實である。それで、政府はそれを通ずるに斂散の法をもつてすることとなる。それでは、それはいかにあるか。それは徴納に銀錢交納を許し、銀七・錢三の割合を基準として定めるところにみられる。

しかるに直省局の錢、すなはち官錢それ自身の中に精良ならざるものがあり、私鑄がこれに乗じて盛に行はれ、錢はまたついに壅して行はれぬことになる。そこで造幣を寶泉・寶源にかぎり、これをして精造せしめるとも、重量を一錢四分とし、私鑄の利なからしめ、錢背に滿文を用ひ、よつてもつて私鑄をして偽を作すに困難ならしめ、現行の錢は三月を限りて銷毀せしめるとし、他方、私鑄を罰する法律を定めて、首犯及び匠人は斬罪の上、財産は官に沒收、從犯及び情を知りて買使せるもの、總甲十家の長にして情を知りて訴へざるもの、地方官にして情を知りたるものは分別して斬・絞に坐し、奸を告ぐるものは銀五十兩を賞す、とする。

この錢の重量を一錢四分に増したり、その背にわざ／＼滿文を使用したりして、よつてもつて私鑄を防止しようとするのは、まさに、支那歴代鑄錢における黄金律とも稱すべき、かの南齊の孔頴の「銅を惜しまず工を愛しまず」の教によるものと思はれ、さすがに私鑄を防遏するには、あるひは役立つところなくはなかつたかも知らぬが、こんどは逆に銷毀といふ現象が惹起されることとなる。けだし、銅錢があまりに良質となれば、私鑄利なきを通りすぎて、銷毀することによりて利をあげうるに至るからである。しかるに、錢を銷毀すれば錢は減少し、金融梗塞し、また錢價騰貴し、民衆は厄困することとなる。かくて、康熙年代に入るや康熙通寶が鑄られ、

その重量はやはり一錢四分としたのであるが、右のごとく奸民が私銷するので、これが處罰の法を定め、私鑄と同斷とし、たゞ私銷を禁ずるだけでは効がすくないからであらう、銅器を造ることまでも禁ずるに至る。けだし切角私銷しても銅器を造ることができねば、その用途なかるべく、従つて敢て私銷するものなきに至るであらうことを所期せるにはあきらかなるところであらう。それでもなほ、これらの禁令が充分に行はれなかつたのみえ、康熙十八年またかさねてその禁を嚴にするをみる。たゞし、軍器・樂器の類は五斤以下のものにかぎり造用を許す。だが、やはり錢の銷毀せられるもの多く、錢はますます減少し、従つてその貨幣價值はなほ昂騰する。惟ふに、銅器を作るを禁ずれば私銷するも効果なく、従つて私銷の禁も行はるべしとするのであらうが、すでに私銷の禁令出で、これが勵行できぬとすれば銅器の禁令出づるもこれが勵行を期するを得ぬは必ずしも怪しむを要せぬところであらう。もつとも、銅器の鑄造のとりしまりは私銷のとりしまりよりは比較的容易ではあらう。しかし、銅器のごとく民間久しく用ひなれて便とせるものを一朝にして禁ずれば、民不便に堪へず、勢ひそかにこれを製造せんとし、かへつて錢を銷毀するに至ること海望の憂へるところのごとくにあらざるなきを得ようか。かくて私銷なからしめんとすれば、私銷の利なからしむるにしくはなく、私銷の利なからしむるは錢の重量を輕減するにしくはないことになるは理の當然でなければならぬ。そこで、錢法侍郎・陳廷敬の議に従つて錢の重量を一錢の舊制に復することとなる。しかも、これを久しうして錢價なほ高きことものとのごとく、そしてさうすれば、やはり私銷の源は除去されたとは思へず、よつていまだやはり錢少なく錢價おとろへざるものと考へられるが、錢の重量を減じてなほしかる所以は、思ふに、當時銀の量が増大したために銅銀の比價において銅が

高かつたといふことを考ふべきではなからうか。そして當時、支那は西洋諸國との貿易において受取勘定を享受したので、銀の保有量が極めて大となつてゐたことはあらためて説くを要せぬところであらう。が、いづれにしても、銅銀比價において、錢の法定比價以上に銅の價値が大であるかぎり、銅錢の私銷は依然として免がれざるところでなければならず、そのかぎりにおいて、銅錢減少し、金融梗塞し、錢價暴騰し、庶民困窮することはさげたい歸結でなければならぬ。そのためであらう、政府は、單刀直入、錢直(値)の禁を定め、銀一兩を錢に易へて一千に足らざるをうるなからしむるとする。すなはち、先の錢一千銀一兩の法定比價の強制にのりだしたのである。しかし、かくのごときが必ずしも、一片の法や、單なる力で効果をあげうるものではない。かくて銀一兩はなほ錢八百八十乃至七百七十にすぎぬをみる。一片の法令や單なる力で効果があげられぬとすれば、それではどうすればよいかといふことになるであらうが、それは客觀的狀態の變更に依つてのしかあるまい。そしていま、客觀的狀態の變更といへば、銅と銀の割合の調節、すなはち、銀の量をへらすか、銅の量をますか、または兩者をともに行ふかである。それで、政府は五城の平糶の錢を發して銀に易へ、もつてその價を平らかにすることとなる。思ふに五城の平糶の錢とは、米價調節における米の賣上代金たる銅錢で、これを提供して銀を廻收することにより、銀の量をへらすとともに銅の量をまし、よつてもつて錢價を引き下げ、それをして平らかならしめたものでもあらうか。

また、學士・徐乾學が上疏して、古今の錢を兼行して、もつて民の便を計るべきを説くのも、銅錢の量を増し、よつてもつてその價直の暴騰を防ぐべきをいふわけで、従つて、上がその言をよしとし、舊錢廢錢の禁を寛うす

*) 清史稿に「……乃發五城平糶銀易銀以平其價……」とあるは「乃發五城平糶錢易銀以平其價」とあるべきであると思ふ。

るに至るもむべなりといふべきであらう。

錢の重量が一錢では私鑄が行はれる。私鑄をさけるために重量をますがよいとせられ、それで錢の重量を一錢四分とする。すると今度は私銷がおこる。そして私銷を防ぐには錢の重量をへすがよいといふことになる。しかし、錢の重量をへせば、やがて私銷が行はれるであらう。はたして康熙四十一年、錢が舊制の重一錢に復すると私鑄またおこるをみる。そこで廷臣はこの小制錢をやめ、錢の重を一錢四分とし、しばらく新舊の錢をして兼行せしめ、重一錢四分の新錢は千枚をもつて銀一兩にあたるとし、重一錢の舊錢は千枚で銀七錢にあたるとし、せんとを請ひ、上は詔してこれに従ふこととなる。しかし、それでは結局、大錢小錢がならび存するわけであるから、私鑄・私銷ともにその後をたつはずなく、従つてそれらに對する禁令がなほ依然として嚴にせられねばならぬことは容易に想察せられよう。特に、襄陽の私鑄錢を京師に運輸搬入するものあるに及び、船戶・運弁も私鑄に同じく、地方官の情を知るものは斬決とし、家を没し、察を失せる場合は職を奪ふこととし、法ますく嚴を加へることとなる。

乾隆二年、錢價久しく平らかならざるをもつて、大興・宛平に錢行・官牙を置く。けだし皇朝文獻通考によるに「京城紋銀一兩ごとに大判錢八百文に換へ、往時に比較してやゝ昂貴するを覺える」が、それは「兌換の柄が錢鋪の手に操られ、官そのことを司どらざる故、奸商任意に高昂してもつて厚利を圖るを得る」のであると考へられ、「さきに米貴きにより、京城内外において米局を設立し、官に委して糶を監し、米價平らかなるを得た」が「今錢價と米價は均しく民生日用の事に關す」るをもつて、「京城の内外に官錢局十處を設け」、「各局辦理」し、

「庶奸商利の圖るべきなきを知らば自ら必ず囤積の錢文をもつて各出賣を行ひ、錢價漸をもつて平らかなるべし」と思はれるからである、はたして錢價平らかなるを得てゐる。また、錢價に關聯することになるが、「上私銷の害もつとも甚だしきをおもひ、ますく銅器の禁を勵行し、官三品以上に非れば、舊有の銅器を用ふるをゆるさず、三年内を限りて官に輸せしめ、限をこえれば、禁物を私藏するをもつて論じ」、「すでに禁ず、よつて造らば罪盜鑄の徒たるに比す」こととし、「遂に通令して銅器を造るを禁じ」、「ついでますく限制を嚴にし、たゞ一品のみ始めて用ふるをゆるし、餘はことくこれを禁じ、藏匿・私用は皆違禁をもつて論」ずることとする。それから、上はまた「錢重ければ則ち私銷し、輕ければ則ち私鑄す」といふことを明確に把握する。故に輕い一錢と重い一錢四分の中間をとるのであらう。乾隆十二年、令して一錢二分の濶制に復せしめ、同十三年には部分的銷毀ともいふべき錢の邊を翦ることを禁ずる法律を定め、その罪を絞監候とする。

さきに、乾隆二年、錢行・官牙を置き、もつて錢價を平らかならしめたことを記したが、これら錢行・官牙はあの際、錢價の一時平らかとなるとともに即ち停止せられたのである。しかるに、その後、私銷に對してかくのごとくいろいろの策が講ぜられてゐるのを見ると、私銷の盛行が察せられ、さうすれば、そこには錢價の騰貴がみられねばならぬと考へられる。いな、むしろ、錢價騰貴せるが故に、これを匡救せんとし、そのために、その原因と目せられる私銷を封ずる策が議せられるといふべきであるかも知れぬ。そして、それが事實であつたことは、浙江布政使・張若震が「錢貴きの弊は私燬にあり」といつてゐるによりても明らかであると思ふが、それではこの私毀を防ぐにはどうすればよいかといへば、彼は、銅鉛錫を配合し青錢を鑄れば、銷するも利が無いから

私鑄が起らぬとするもので、その議を採用し、従來の黃錢と兼行することとなる。しかし、さうすれば私鑄はとまるとしても私鑄が起きては前門虎を追ふて後門狼を迎ふるにすぎぬ。そのためであらうか、鉛錢私鑄の禁を定めて、首犯及び匠人は絞監候、從犯及び知情を知りて買使用するものは一等を減すとす。

しかし、同じく錢價の騰貴を認めても、例へば、御使・陶正靖のごとく、「錢價平らかならざるの弊は經紀錢法を濫害するによる」と疏陳するものもある。それは先に乾隆二年、錢行・官牙を設けるに至れるとそのよるところを同じくするものであり、そしてそれもたしかに一面の眞理たるを失はなかつたからであらうか、政府は「かさねて制錢を販運及び囤積するの禁を嚴にし、およそ積錢百千以上に至らば違例をもつて論」じてゐる。

だが、また上は、これらをもつて、實は錢價騰貴を防ぐにおいて「よく本を正し、源を清くするには非ず」とみる。しからは本を正し、源を清くするの道は如何といへば「物の直を定むるに銀をもつてし錢をもつてせず、而して官民乃ち皆な錢を便とし、銀を便とせず、利に趨るの徒、低昂せしむるをもつて計を得となす、何ぞ輕重の倒置せるや、これより宜しく銀を重用すべし云々」。けだし、これまでの策は何れも銅錢の騰貴を數量説の立場よりみたるものに限られてゐたが、こゝにおいて、われ／＼ははじめてそれを超えたる立場よりの意見に接するわけであり、そしてそれは、貨幣價値を論ずるにあたり主觀的立場・心理的要素の無視すべからざる點を指摘せるものと解することができ、感嘆に値するを認めねばならぬが、その詳論は次節において取り扱はるべきところに屬する。

しかしまた、先に述べたる政策の外、こゝでも偽錢をもつて鑄錢の料とし、または舊錢の兼行をゆるすなど、

銅錢の増量を計るものと目しうべき政策がとられ、それは、數量説の上になりたつものなることを忘れてはならぬ。そして數量説の上になりたつは、それらの努力にもかゝはらず、中葉にいたりて錢ますます騰貴するや、遂に直省皆鑪を増し鑄を廣めて錢價しばらく平に趨くを致してをるにおいていよく明らかに看取できる。

しかるに、錢價騰貴すれば私鑄生ずるは桃李の下自から蹊をなすがごとくであるともいふべく、今や錢價騰貴するに至り私鑄の生ずるに至るは怪しむを要せぬところであるが、こゝに「私錢日に出で、窮まら」ざるをみるこゝとなる。しかるに、およそ私鑄錢が盛行すれば、その錢質が劣悪なると、その數量が増加することにより、錢價低落するがきまりであるが、この場合もその例にもれず錢價低落に轉するので、しばらく直省の鑄を止め錢の増量を抑へるとともに、私錢は一年を限度として收繳することとなる。

嘉慶元年に入りて直省の鑄は復せられるが、印数は嘉慶十年に至るもなほこゝくは昔の數に復せず、それらの策の反動にや、錢價また貴きを致すが、するとたちまち、私鑄相ついで起り、なかんづく貴州湖廣に盛行し、甚しきは鑄局においてすら私曲が行はれ、例へば京局の錢は「輪廓肉好・模糊脆薄」であり、寶蘇のそれは「沙子を雜へ、地に擲てば即ち碎」け、江蘇官局は私局秘匿するに至る。

道光に入ると閩・廣地方に夷錢が流通するに至り、さらに奸民がこれを仿造し、貴陽・大定の官局さへ「底大錢(?)」といふがごときを別鑄することとなり、「これより錢法ますます壞る」。

しかし、何といつても、貨幣史上重大なことはこのころより外國銀貨が流入し、その流通が盛となつたことであらう。けだし明末以來の西力東漸に伴ふてはじまれる外國貿易において、これまで支那は受取勘定であつて、

おびたゞしい外國銀貨の流入をみたのであるが、このころより、やうやくそれらが、そのまゝ閩廣より黄河以南の地方の各省海口において流通しはじめた。しかも、重大なることは、當時やうやく貿易逆調に轉じ、銀が海外へ流出し、年千萬をもつて計るに至る。そしてその過渡期において支那銀の流失する反面には外國銀貨の流通するあるをみて、この銀の流失をもつて必ずしも貿易の逆轉によるものではなくて、實に西歐人が、質量の劣悪なる彼等の銀貨をもつて質量の優良なる支那の紋銀と交易して利を獲んとするが故に「洋銀日に多くして紋銀日に少くして賣し」とし、莖銀の出洋を禁ずるに至る。しかもいろいろの防止策にもかゝはらず、海内の銀ついに耗竭し、従つて銀價やうやく騰貴し、毎兩錢二千に至る。けだし、從來の法定比價一千錢に比し、二倍にのぼり、乾隆初年の實際の比價八百文に比すれば、まさに二倍半におよぶ。そして、それは逆にみれば、それだけ銅錢の價值の下落であり、銅錢の價值のそのやうな下落は庶民の生活を動搖せしむる。そこでこれを匡救せねばならぬこととなる。そしてそこで、錢の重量を大にすることによりて銀價の減少をもたらさんとすることがいはれ、また大錢の利がとかれる。

しかるに咸豐に入るや、長髮賊の太平天國の亂に軍費支出大で、これに應ずるため遂に紙幣を發行するにいたる。そしてこれは清朝の貨幣史上劃期的の事實と稱しえよう。何となれば、清朝は歷代の王朝がいつれも紙幣を發行しては悪性インフレーションに墮せるをみ、紙幣拒否の政策を堅持し、さきに順治八年、王朝創業に際し、費用多端を極めたるため、つひに紙幣を發行するに至つたものゝ、年額を十二萬八千餘貫に限定し、十年繼續し従つてさして弊害ありしをきかぬのであるが、なほ國家財政の基礎やうやく強固となるに及んでこれを廢しての

る。それが今やつひに紙幣を行ふのである。それは「錢鈔」と「銀票」の二種よりなり、相並んで互に相輔ける仕組である。銀票即ち票鈔（あるひは略して單に票ともいふ）は皮紙をもつて製し、上部は「戸部官票」と題し、それは右側は漢文字、左側は滿文字でいづれも二行に記せられ、中部は「二兩平足色銀若干兩」と標し、下部には「戸部奏行官票、凡願將官票兌換銀錢者、與銀一律並準、按部定章程、搭交官項、偽造者、依律治罪」（戸部官票を奏行す。凡そ官票をもつて銀錢に兌換せんことを願ふものは銀と一律に並準し、部定の章程を按じて、官項を搭交し、偽造するものは律によりて罪を治む）といひ、周邊は龍の模様でもつてふちどる。

錢鈔（あるひは略して單に鈔とも記す）は上部に「大清寶鈔」と題し、それは漢字が平列せられ、中部は「足制錢若干文」と標し、その旁らに「天下通寶、平準出入」の八字を記し、下部には「比鈔即代制錢行用、並準按成交納、地丁錢糧、一切稅課捐項、京外各庫、一概收解」（この鈔は即ち制錢に代はりて行用す。並準按成、地丁錢糧、一切の稅課、捐項を交納し、京外の各庫も一概に收解す）といひ、邊の模様は官票と同じく龍である。

そして紙幣とくもに大錢も行はれる。それは當千・當五百・當百・當五十・當十の五等に分かれ、重量は、二兩より遞減して四錢四分に至る。そして當千・當五百は淨銅で鑄造し、色は紫、當百・當五十・當十は銅と鉛を配鑄し、色は黃、當百以上は文を「咸豐元寶」といひ、以下は「咸豐重寶」といひ、背には滿文で局名をあらはす。また、銅乏しきをもつて咸豐四年當五の錢及び鋏錢をも鑄ることとなり、さらにあらためて鉛制錢までも鑄られるに至る。

次にそれらの諸々の貨幣の流通をみるに、銀票・錢鈔及び制錢の関係は、銀票一兩は制錢二千に、錢鈔二千は

銀一兩にあたり、銀票・錢鈔相互もまた右の割合に準じて相あたるものとし、これら比價を亂すものは嚴重處分し、民間の丁糧・税課及び一切の完款を完納するに票・鈔は五割までこれを認め、制錢は三割までこれを許す。大錢また上下通行し、銀に換貨しうることを票鈔と同様であり、鉄錢の通用また大錢のごとくし、これが流通を阻撓するならば違制をもつて罪する。鈔・票の偽造は斬監候に處し、錢の私鑄は嚴にこれを戒飭する。

さらに咸豐七年、順天・直隸においては、令して、その年の上半期より錢權は、銀四割、寶鈔三割、當十銅・鐵・大錢三割の割合で交納し、一切の用張もまた、割合を按じて支出することとする。ついでその年の下半期から、戶部の議に従つて、直隸においては、銀七割銀票三割の割合とし、大錢の徴收は全額の三割とし、鈔票三割の内は票でも錢でも納入者の便に従ふをゆるす。

しかるに實際の流通狀況はといふと、紙幣は軍資金の支出が大であり、従つてその發行大なる故、政府は兌換回收をなしえざることとなり、たゞさへ紙幣に疑惑を抱く民間はこゝにおいて紙幣を無用の長物視し、従つてその價值低落してつひにまた行はれざるに至る。大錢は當千・當五百は相當重きにすぎたるため、まづ廢せられ、ついで當百・當五十また同一の運命に陥り、たゞ當十錢のみひとり久しく行はれる。しかしながら、私鑄盛に行はれ、従て價值低落し、實際にはその一枚の相當するところは制錢二枚にすぎず、即ち實質上は當二錢にほかならない。咸豐の末期銅はなほ欠乏し、政府はために禁銅・收銅の令をかさねるに至り、同治の初には、鑄錢の資はたゞ商銅廢銅にすぎぬ状態に陥り、當十錢は重四錢のはずのものが三錢二分に減ぜられ、光緒九年にはさらに減じて二錢六分となる。時に孝欽顯皇后(西太后)は舊制に復すことを熱望されるも、いかんせん、銅の國內の供

給量が思ふやうにならぬのだから仕方がない。そこで外國の銅を買つて機器局で鑄造しようといふまでになる。かくて李鴻章が天津において重一錢の銅錢を鑄造し、十四年には廣東機器局で重庫平七分のものが鑄造せられ、二十四年には直省に命じて八分錢を鑄造せしむるに至る。しかも京師における制錢の通行なほすくなきをもつて當十錢は依然として行はれるが、三十二年には民衆はこれを喜ばぬこととなる。かく從來の幣制が紊亂し、行きつまるに至つて、支那もいよいよ諸外國と同様の銀貨・銅貨、すなはち銀圓(元)・銅圓(元)を創鑄し、銀行を設置し劃一の幣制を斷行し、諸外國と相擴衡せんと決意するに至る。

すでに述べたごとく、洋商渡來してより、外國銀貨、特にスペイン、イギリスの銀錢が大に輸入せられるや、廣東總督・林則徐は支那においてもこれと同様の銀貨を鑄造してこれを抑壓せんとしたことがあつた。結局、それは實現をみなかつたが、光緒十四年、張之洞が廣東總督の時、はじめて機器をもつて試鑄し、李鴻章が任を繼いで續けてこれを成就する。文を「光緒元寶」といひ、重は庫平の七錢二分・廣東省造と記し、背には蛟龍をあらはす。そしてこれとともに、重三錢六分・一錢四分四釐・七分二釐・三分六釐の四種の小銀圓をも鑄る。これが近世内地にて支那自ら銀錢を鑄れる始である。やがて、湖北・江西・直隸・浙江・安徽・奉天・吉林も相ついで開鑄するに至る。そして政府の收支において三割はこれを用ゐるを許す。しかるにこれら七省の鑄るところ、規模・成色、はなはだ不揃で均一をかぎ、ために通行に不便である。それで、たまく造幣總廠の成るに及び、江南・直隸・廣東をとめて分廠となし、他の三を撤することとする。そして重量は初は墨圓^{*}を標準とするのであるが、非難をするものあり、支那固有の算法により兩錢分釐を標準とし、主幣は庫平一兩とし、補助の小銀幣は五錢・一錢

^{*}) 墨圓の重量は即ち、漕平七錢三分である。

とする。

銅元はまづ閩・廣で鑄られ、ついで江蘇に及ぶ。やがて直省で陸續開鑄をみるこゝとなる。造幣總廠のなるやまた銅元を鑄造する。造幣總廠の鑄んとした幣は、金・銀・銅の三種であつたが、その最も先に鑄たのがこの銅幣である。銅元は當制錢二十より降つて當二に至る。重さは四錢より降つて四分に至る。これら四種の銅元は總廠のものも直省のものも大同小異である。たゞし、直省のものは「光緒元寶」といひ、總廠のものも始は同じく「光緒元寶」といふが、後、「大清銅幣」とあらためる。いづれも鑄造の所を識るし、背面は龍文をあらはす。素材は紫銅であるが、直省は間々また黃銅を用ふる。これが私鑄は紙幣の偽造のごとく、制錢の場合に比し罪を重くする。なほ銅幣が鑄られても寶泉において六分の制錢を鑄、廣東にては一文錢を鑄る。後三十四年、各銅元廠に命じて一文新錢を加鑄して銅元の補助とする。式は銅元と同様である。

そもく銅元が始めて鑄られるのは、もと制錢の不足を補はんがためにほかならぬ。かくて制錢の不足に投じ非常に歓迎せられ、加ふるに當時銅價高きをもつて鑄造の利益はなほ大であり、それで競つて鑄造に狂奔し、開鑄するもの十七省に及び、一省に二三局に至る。かくて濫鑄の結果、畫一をいひ難く、錢價また低落するはいふまでもない。それで、これら鑄局の整理統合が行はれるに至るが、銅元は積んで賤しく、當十錢の實價はその半數、即ち五錢に當るにすぎず、官民ともに私曲をこゝし、奸弊叢生し、物價翔貴し、民生ますます凋弊し、加ふるに省と省相軋ひ、一省の錢は他省との間には流通せぬ有様となる。

光緒二十九年、戶部に戶部銀行設立せられ、官商資本四百萬を糾合し、國幣を通用し、紙幣を發行し、官款・

公債皆これを主ることとなる。やがて戸部が度支とあらたまるとともに、その銀行も名をあらためて大清銀行と名づけ、儲蓄銀行を附設し、幣制を畫一せんとし、幣制調査局さへ設けられる。

そして宣統二年に至りて、銀幣・一圓を主幣とし、同じく銀幣・五角・二角・一角の三種、銀幣五分の一種、銅幣二分・一分・五釐・一釐の四種を輔幣となし、銀幣は、重七錢二分より遞降する。そして先に鑄るところの大小の銀元はしばらく市價に照らして行使することを許すも、將來は總廠・銀行により收換・改鑄するものとする。

かくて、こゝに支那の貨幣制度として銀本位が確立せられる。しかるに、光緒の中葉よりイギリス貨幣の金磅が年ごとに騰貴し、每磅、華銀四兩一錢六分五釐より増して八兩有奇に至る。そこで金本位に變更せよとの議論がでることとなる。思ふに普通外國貿易の立場よりみれば、自國貨幣價值の下落は輸入の防遏、輸出の促進を致し、必ずしも好ましからざるにはあらざるはずである。しかるに今この議あるは、けだし當時支那は輸入貿易のさくべからざるものありしによるか、または、貨幣價值の對外下落は利ありと雖も、そもく對外價值の安定はさらに好ましきものなりとなすによるか。しかしまた、一躍金本位へ推移するの難きを慮りてにや、對內的には銀を用ひ、對外的には金を用ひるべしとするものもあらはれる。もとく金貨のことはさき大清銀行成立のときから、三品の制としてすでに問題にはなつてゐるのである。しかし、それは清朝においては結局つひに實現をみるに至らぬ。

三 觀念形態

以上のごとき現象形態の上にかなる觀念形態がなりたつであらうか。

まづあげらるべきは貨幣數量説の思想であらう。

けだし、貨幣數量説の根本構造は一定の時一定の所における貨幣價值は他の事情にして等しければ、その數量に反比例するとするにある。故に貨幣の數量大なれば價值賤く、小なれば價值貴しとするは、まさにこの思想に屬せねばならぬ。しかるに、かくのごとき考へ方は清史稿食貨志錢幣中、屢々みられるところである。例へば咸豐中「この時、銀虧け、錢隘しくして重し」とあり、また道光中「海内銀卒に耗竭し、兩ごとに錢に易ふる常に二千に至る」とか、「これより先、道光の中葉、銀外に洩れて貴し」とか、あるひは「紋銀日に少くして貴し」とあるがごとき、いづれも貨幣數量説にほかならぬことはいふまでもないが、乾隆年間、浙江市政使・張若震が「錢貴きの弊は私燬にあり」といへるは錢を私燬すれば錢の數量が減するから、その價值が貴くなるとするものであり、同じく乾隆の代、「中葉に至り錢直昂し、直省皆鑪を増し鑄を廣め、價暫らく平に趨く」とあるは貨幣の價值があがつたので、貨幣の數量を増したらさがつたといふのであるから、貨幣の數量が小なれば貨幣價值大で、貨幣の數量大なれば貨幣價值小であるとするものでなければならず、これまた貨幣數量説以外の何物でもあるまい。

さらに、乾隆五十九年「官私錢錯出し、錢賤し、乃ち暫らく直省の鑄を罷め、私錢は一年を限りて收繳し、云々」とあるにおいては錢の價值の下落は私鑄劣惡錢が混在せるが故であるごとくではあるが、しかもなほ、錢價下落を

匡救せんがために直省の鑄を罷め、錢の數量を積局的に減じはせぬまでもその増大を抑止せるところよりみればやはりそこに貨幣數量説の思想がうかゞへると思ふ。それから、康熙の末年「銀一兩錢に易ふるに八百八十より七百七十に至る。すなはち、五城平糶の錢を發して銀に易へ、もつてその價を平らかにす」とあるは、前節に述べたるがごとく、米價調節の銅錢を放出して銀を回收することにより、銀の量をへらし、銅錢の量をまし、よつてもつて錢價を引き下げるとの解すれば、そこにも貨幣數量説の思想がうかゞはれるであらう。さらに光緒中「銅元積をもつて賤く當十錢僅に能く半數に及び……物價翔貴し民生凋敝す」とあるはまた貨幣數量説以外の何物でもないであらうし、また清朝は後に述べるごとく、紙幣を拒否する偏見に捉はれるが、思ふにそれは歴朝何れも紙幣を行ふとなれば、やがて濫發に陥り、その結果その價値暴落してその流通滞滯し、社會に混亂を生ぜしむるとみ、その弊害をさげんとするの意に出づるものと察せられる。そして濫發の結果、その價値暴落すといふはまた貨幣數量説の思想にほかならぬを知る。なほまた、次に述ぶるところにおいても幾多この事例と目すべきものをみることができよう。

通貨の數量が増大すれば貨幣價値は下落し、通貨の數量が減少すれば貨幣價値は騰貴すると知れば、貨幣價値が下落すれば通貨の數量を減少せしめ、貨幣價値が騰貴すれば通貨の數量を増大せしめ、もつてその價値を適當に維持せんとするに至るは、けだし當然であらう。こゝに通貨の價値を適當に維持するために、通貨の數量を増減する操作をわれ／＼は通貨調節とよぶ。それで通貨數量説の思想の存するところに通貨調節の思想がなりたつは怪しむを須ぬ。しかし、通貨調節といつても、そこには種々の方法がありうる。しからは清朝におけるそれ

はいかにあるであらうか。

まづ通貨の數量を増大せしめんとする場合からながめてみよう。

通貨の數量を増大せしむる方法としては一番素朴なものは通貨それ自身を造出することであらう。そしてそれは例へば先にもふれた乾隆中「時に中葉に至り錢直昂し、直省皆鑄を増し鑄を廢め、價暫らく平に趨く」とあり嘉慶中「錢をた貴し、各督撫を運飭し卯を按じて鼓鑄せしむ」とあるがごとく、すなはちそれである。

しかし、通貨を造出する場合、鑄貨の場合にはその素材たる金屬が必要である。特に支那においては銅錢の素材たる銅の不足になやまされることむしろ普通であり、錢の問題は多くこの點につながる。とさへいへるくらいであるが、清朝においても必ずしもこの例外ではありえなかつたやうである。それで銅錢の造出といふことは一面からみれば銅の作出といふことにほかならぬわけであるが、しからばそれについてはいかなる考慮がはらはれるか。それはあるいは康熙中「滇産を兼採す」とあるがごとく、銅の生産においてみられ、あるいは光緒中「滇銅の運・額のごとくならざるをもつて、しばらく洋銅を市ひ機器局に交して試鑄す」とあるがごとく、すでによそに産せるものゝ購入においてうかゞはれるが、さらにまた、廢錢・僞錢を官に輸せしむるところにもなりたつたと次のごとくである。すなはち例へば、順治中「前代錢……廢銅に準じ、官に輸せしめ、償ふに直(値)をもつてす。並に、私鑄及小錢・僞錢を禁じ、更に舊錢の禁を申ね、嗣いで以て官に輸せしむ。久しくしてことごとくは通ぜず、天下に令して三月の期を限りてことごとく輸せしめ、限をこえて行使するはこれを罪す」とあり、また乾隆中「上・民間・吳三桂が利用・洪化・昭武の諸僞錢を雜用するをもつて、……官これに易へてもつて鑄

に充つ」とあるがごときである。

しかし、私鑄・僞錢はしばらくおくとして、切角立派に鑄造せられてゐる舊錢を、ことに錢の數量すくなく、これを増大せんとする時に禁じてその使用を許さぬとするにもあたるまいとも考へられる。そこで例へば、順治の始においても「たゞ崇禎錢は仍ち暫らく行ふ」とあるが、康熙中、學士・徐乾學は疏稱して「古より皆古今の錢相兼ねて行使し、民の便に従ふを聽す、……謂ふに漢の五銖より以來、未だ嘗て古を廢して専ら今を用ゐるをせず、隋、古錢を銷し、明、天啓以後ことごとく古錢を括して鑄に充つるは錢の變なり、かつ錢法の敝ぶるゝや古錢に資りてもつて澄汰す、故に代を易へて仍ち流通を聽す……宜しく民の行使するを聽すべし」といひ、「上その言を聽としことごとく舊錢廢錢の禁を寬す」とあるがごときすなはちそれである。

それにしても、切角錢の量を増加しても、一方から私銷されたのでは、底なき桶に水を汲むがごとく骨折り損のくたびれもうけに終らねばならぬ。故に私銷禁止令が出ることゝなる。例へば、康熙中「奸民輒ち私銷す、仍ち律を定めこれを罪すること私鑄に比す」とあるがごときである。もつとも、乾隆中「翦邊律」なるものを定めてゐるが、翦邊とは錢の周邊を翦りて銕をとるもので、古くより行はれたるところであり、今日銀貨など貴金屬の素材とする鑄貨の周邊にギザ／＼の設けられたのは一つにはこれに對する豫防策であるといはれてゐるが、それは部分的銷毀といへるから、これを處分する「翦邊律」はまたこのカテゴリーに屬することにならねばならぬかのごとくではあるが、それは通貨の數量を減ずるものでなく、ことに錢質を劣惡化し、従つて錢の價值を下落せしむることに對する對策となるにほかならぬはづであるから、むしろ對蹠的であるといふべきである。それで

銷燬に對する對策としては「翦邊」を非とするどころか、反對に錢の重量を減少せしめよといふ考がでる次第である。けだし、錢の重量を減少すれば、私銷利なく自ら息むとするによる。例へば、康熙中「重錢銷せられて、ますます少なく、直はなはだ昂」かりしとき、錢法侍郎・陳廷敬が「一錢の舊制に復せん」ことをいへるがごとき、すなはちそれであるが、ことに乾隆中「上、錢重ければ則ち私銷し、輕ければ則ち私鑄するをもつて令して一錢二分の舊制に復せしむ」るにおいて一層あきらかであらう。

しかし、たと單に私銷を禁じてみても、それが利益を伴ふ以上はなか／＼これがとまるものではない。なるほど錢の重量が減すれば私銷利なく、從て自らやむに至ると考へられぬでもないが、その代りその場合には、往々にして私鑄の弊を招來する。のみならず、銅器の需要増大すれば、なほやはり私銷してこれが鑄造に充てることなきを保せぬ。それで私銷をとめ、錢の量を減ずることを防ぎ、よく錢の數量を増大するの目的をして妨げらるゝことなからしむるためには、銅器の製作を禁じ、そして銅器の製作の禁をして眞に有効ならしむるためには、さらに進んで銅器の使用を禁ずるの必要があると考へられる。それととも、また錢を銷毀して銅器を造るを不可とする考を一步進めれば徵收し、買ひ上げ、鑄錢に充てるといふ考に至るべきことは察するにたたくないところであらう。そしてそのためにも銅器の造作乃至使用を禁ずることが行はれるに至るべきであらう。銅器の製作の禁としては、例へば康熙中「一錢四分錢に改鑄してより、奸民輒ち私銷す、乃ち律を定めこれを罪し私鑄に比し遂に銅器を造りて私銷を爲すを禁ず」とあり、乾隆中「すでに仍て造るを禁じ、罪、盜鑄の從(從犯)たるに比し、遂に通令して銅器を造るを禁ず」とあるがごときがあり、銅器の使用の禁は、例へば乾隆中「上、私銷の害

もつとも甚だしきを念ひ、ますく銅器の禁を勵行し、官三品以上に非ざれば舊有の銅器を用ふるを聽さず、三年内を限りて官に輸せしめ、限を逾ゆれば禁物を私藏するをもつて論ず……ついで、ますく限制を嚴にし、惟一品にして始めて用ゐるを聽し、餘はことごとくこれを禁じ、藏匿して私かに用ゐるは皆な違禁をもつて論ず」とみえるによりてこれをうかゞひ得よう。

たゞし、これら銅禁に對しては反對論もある。乾隆の初における戸部尙書・海望の奏言はもつとも著明である。清史稿には、たゞ「乾隆十二年、……これより先、尙書海望、銅禁民を病ますをもつて四弊を疏陳す、高宗これをしかりとし、遂に禁銅・收銅を罷む」とあるのみにて、その四弊の内容にわたつてをらぬが、皇朝三通はいづれもその内容を載せてゐる。中について皇明文獻通考がもつとも詳細であり、皇朝通志がもつとも簡略であり、皇朝通典がその中間に在る。それで、こゝにはしばらく皇朝通考によりてそれをうかゞふ。次のごとくである。「錢文民間日用需むるところたり、近年以來鼓鑄缺くるなくして價直昂貴す、建議するもの多く禁銅の法を求めざるはなし。しかうして、奉行善ろしからざれば、弊竇多端を致し易し。

それ、銅器の民間に散布する相習ひて甚だ久し、一旦にして禁じて用ふることなからしめば、則ちその情、便ならざるところあらん、往々遷延して交せず、交納して盡くさず、これを緩うすれば、則ち互に相觀望し、これを急にすれば、則ち百弊叢生せん、こゝをもつて、限を展ぶるの奏請屢々聞し、收買の告竣るに日なし、胥吏これに借りて需索し、刁民これに借りて訛詐し、賄を得れば、則ち官法を賣り、得ざれば、則ち人を罪に入る、搜括盡くし難く、用法均しからず、その弊の一なり。

*) 賀長齡、皇朝經世文編、卷五十二、請弛銅禁疏にその全文をみることができさる。

民隠くしてすでに上に達し難く、有司未だ必ずしも皆な賢ならず、民間交納する銅器、あるひは侵蝕・扣剋、僅に半價を得るものあり、あるひは使費を除去して手を空うして歸るものあり、名づけて收銅となすも、實は勒取たり、その弊の二なり。

これらの銅質もと極めて粗雑、しかのみならず、銹壞、一たび錢局の溶化を経れば折耗甚だ多く、しかうして工價減せず、收買の時において原費もとす密金、得るところ大ふところを償はず、賦鑄において毫も益するところなし、その弊の三なり。

また、いはんや、黄銅は乃ち紅銅白鉛配搭して、しかうしてなるところにかゝる。こゝをもつて、百萬觔の黄銅器皿、その中、すなはち、紅銅五六十萬觔あり、今、黄銅を用ふるを禁じて、しかうして、紅銅を禁ぜず、これ、これを未だ禁ぜざるの先に較ぶれば、銅また費多し、しかうして、たまくその價直を昂うするをもつて、その私毀を速かにす、これ故に、未だ黄銅を禁ぜざるの先、白銅甚だ少く、すでに黄銅を禁ぜざるの後、白銅甚だ多し、皆奸匠制錢を銷毀し、藥を搗して白を煮し、もつて器皿をなす、その弊の四なり。

およそ、この四弊、必ずまさにその根源を究め、もつて、變通の計を求むべし、それ、古より銅貴く錢重ければ則ち私銷し易く、銅賤く錢輕ければ、則ち私鑄よほし、これをもつて、錢文の輕重必ず銅價の低昂に隨ひ、しかうしてこれを増減す云々。」まことに禁銅の弊を陳べて至れり盡くせりであるが、ことに、禁銅は銅の價値を大ならしめ、従つて銷毀の利を大にする。故に銷毀を促すことになるといふに至つては、そもく私銷防止策としての禁銅がまさにその逆効果を生ぜしむるとなす次第である。そして、それはたとへば阿片の輸入禁止がその價格の

騰貴をきたし、價格の騰貴は密輸入の利を増大し、かくて輸入禁止が密輸入ながらとにかく輸入を促進せると同様に注目するところとせねばならぬであらう。

以上は要するに錢そのものゝ造出を計り、乃至銷毀を防ぎ、もつてその量を増大し、すくなくともその量を減少せしめぬ方法である。しかし、いくら錢そのものゝ量は増大し、その減少はまぬがれても、それらの錢が退藏せられて流通界よりその姿を消せば、結局、通貨不足をきたし金融の梗塞、錢價の騰貴をさけ得ぬ。それで次には錢の退藏を防止する策がとられねばならぬことゝなる。そしてわれゝはそれを例へば、乾隆中「かさねて……制錢を囤積するの禁を撤にし、凡そ錢を積むこと百千以上に至るは違例をもつて論ず」とあるがごときにおいてうかゞふことができよう。

だが、そもゝ錢の退藏によつて生ずる所以は人々錢を愛重する故にほかならぬのであるから、いたずらにこれを禁止するは、いはゞ單なる對症療法にすぎず、未だもつて根本療法となすを得ぬ。根本療法はこの錢を愛重する觀念を除去し、銀を重用するの觀念を植えつけるにある。そしてそのためには貨幣としての銀の使用を一層盛にすべしとする考へ方もある。乾隆帝が廷臣を諭される次の言葉がすなはちそれである。曰く「今の禁をいふもの、亦、偏を補ひ、弊を救ふ（も）、よく本を正し、源を清むるに非ざるなり、物の直を定むるに銀をもつてし錢をもつてせず、しかうして官民乃ち皆錢を便とし銀を便とせず、利に趨るの徒、もつて低昂せしめ計を得となす、何ぞ輕重の倒置せるや、これより宜しく銀を用ゆるを重んずべし、凡そ直省官修の工程、民間の貨物を總置する、皆な銀をもつてせよ」と。そして、ついでながら、この考へ方をその根本においてながめれば、それは錢價

の騰貴を救済する方法として錢の數量の増大のほか、さらに錢そのものに對する評價の低下を説くもので、數量説が客觀論であるとすれば、これは主觀論といふべきものでもある。たゞし、そのかぎりにおいては、それは、もはや通貨調節のカテゴリーには屬せぬことを忘れてはならぬ。

しかしながら、錢の退藏は、金融組織の未だ充分なる發達をみなかつた當時の支那において、錢を自宅に貯蓄堆積することをもとめて當然であつたらうし、また、私鑄禁錮が行はれた上、紙幣が行はれる場合、いはゆるグレーションの法則が發揮して良貨の退藏に拍車をかけたであらうことも考へられるが、さらに、貨物の買ひ占め賣り崩しのごとく、通貨を買ひ占め賣り崩すことによりてその價值を任意に昂低して、もつてその間に利をとることを目的とする一部奸商が、その買ひ占めによりて退藏を招來する場合もあることを忘れてはならぬ。通貨の買ひ占め賣り崩しといふことはナンセンスのごとく考へられるかも知れぬ。けだし、通貨を買ひ占めるといふとき、それだけの通貨が反對給付として流通界に放出せられ、通貨を賣り崩すといふときは賣りに出したと同額の通貨が流通界より廻收せられるはずであるからである。しかしながら銅錢と銀貨とある場合、銀貨をもつて銅錢を買ひ占め、または、賣り崩し(それは同時に銅錢をもつて銀貨を賣り崩し、または、買占めるにあたる)て、その比價の變動によりて利を射んとすることになりたつこと、あたかも貨物におけるそれのごとくである。乾隆中錢價昂く、銀一兩僅に八百文に易へしとき、御史・陶正靖が疏陳して、一錢價平らかならざるの弊は經紀錢法を蠹害するに由る」といへるは、すなはちこれを指摘せるものといふべく、從つてその「これを革め除く」べしとするは、すなはち、また錢の退藏を艾除する考へ方にほかならぬ。なほ同じく乾隆中「倉々銅運滯滞す、市儉奇

を居へ、直を増し、錢法を害す」といふも同じであるとなし得よう。また「乾隆二年、錢價久しく平らかならざるをもつて……錢行・官牙を置く」に至れるは皇朝文獻通考によれば「けだし、兌換の柄錢鋪の手にありて、官そのことを司どらず、故に奸商任意に高昂して、もつて厚く利を圖る」とあり、従つて、それもまたこゝに同列におかるべきところのものといへよう。

さらに咸豐年間盛に行はれたる大錢や鎮錢・紙幣のごとき、また通貨の數量を増大せしめるものにほかならざるものなるにおいて、そのかぎり、こゝにその席をみいだし得べきはづとなしえよう。

次に通貨の數量を減少せしむる場合をみる。

まづ、通貨の數量を減少せしむるためには造出を抑制することが必要である。かくて例へば、先に引けるがごとく、乾隆中「官私錢鑄出し錢賤し、乃を暫らく直省の鑄を罷む」とあるがごときがそれである。なほ紙幣の價値が低落するとき、その發行を減ずるのも、もとよりこれと同斷である。例へば、光緒中「鈔直ますく低落し減發するに至る」とみゆるがごときがすなはちそれである。進んでは流通通貨の回收が行はれる。例へば今引けるところに續けて「私錢は通じて一年を限りて收繳す」とあるがごとき、また同じく私錢に關してはあるが、やはり乾隆五十九年、湖廣總督・畢沅が「收買限を立てるなからんことを請ふ」とあるがごとき、すなはちそれとなすを得よう。もとよりこれらは、いづれも私錢に關するものであり、私錢の收繳は必ずしも通貨調節ではないとも考へられるかも知れぬけれども、しかし、私錢氾濫して錢價低落するとき私錢の收繳がなされるのが、通貨の數量を收縮することによりてその價值を適當に維持するいはゆる通貨調節のカテゴリーに入るとするのは必

すしも無理ではあるまい。また、支那において銅錢に關して通貨の收縮を要するは、ほとんどかゝる場合に限られるやうである。従つて枚擧にいとまなき私鑄の禁はもと幣制の維持、造幣特權の擁護にほかならぬはづであるけれども、また通貨造出の抑制の手段とみることもできよう。

以上、通貨調節策において問題となるのはほとんど銅錢、すくなくとも銀貨にかぎり、紙幣はほとんど問題となつてをらぬ。それでは紙幣は通貨調節の對象とはならぬのかといへば、紙幣こそもつとも通貨調節の對象となるべきである。けだし、紙幣はその素材價值が無視せらるべきが故に、その價值は、しばらく社會的信用をその前提條件として考慮の外におけば、たゞその數量によりてのみ制約せらるゝはづであるからである。しかるに清代にありてそれがあまり問題とせられぬのは何によるのであらうか。それはすでに現象形態においてみたるがごとく、紙幣がたいして重要な役割を演じておらぬからであること容易に推察しうるところであらう。しからばそれは何故であらうかといへば、それは清朝當局者が紙幣をもつて止むを得ざるに出づる悪事とみ、能ふかぎりこれを排斥するの主義を偏執せるによつたとなし得よう。それは順治中、止むを得ずして紙幣を發行したが、やがてこれを止めたるにおいてもうかゞふことができようが、さらに嘉慶間、侍講學士・蔡之定が紙幣を行はんことを請ひて許されざるにおいてもうかゞひ得るであらう。もつとも、これについては清史稿食貨志においては蔡之定が紙幣を行はんことを請ひたる旨を記するのみにして、別に、よつて紙幣を行へる記述なき故、その許されざるを知り、よつてまた、當局者の紙幣拒否をうかゞふべきにすぎぬが、いまこれを皇朝續文獻通考についてみれば、這般の事情はきはめて明瞭である。試に引けばすなはち次のごとくである。「前代鈔法を行用す、その弊百端、小

民利に趨く驚るがごとし、楮弊（幣の誤か）これを金錢に較ぶれば尤偽をなし易く、必ず訟獄繁興し、法に麗なる者衆きを致さん、ことに利用便民の道に非ず。かつ、國家の經費は入るを量りて出づるを爲む。遽に匱乏を形はすを致さず、何ぞ輕々しく舊章を改むるを得ん、利未だ興こらずして害已に滋甚だしからん、蔡之定を交部の議に著け處してもつて妄言政を亂すもの戒となす」。

たゞし、これによりてみると、紙幣の弊害としては特に偽造をあげてをる。明の丘濬は「錢の弊偽に在り、鈔の弊多に在り」といつているが、しかし、鈔の弊多にあるからといって、鈔に偽が行はれぬことにはならぬ。いな、偽造の目的が利をむさぼるゝる以上、素材價值極めて小で、名目價值大なる紙幣はもつとも偽造の對象として恰好のものでなければならぬ。古來鈔に鑄造禁止の罰則が記載される所以であらう。さればいま、紙幣の弊として偽造をあげるはもとより非議すべきではない。しかし、鈔の弊害はやはりその濫發によりてその價值低落しその流通壅滯し、物價騰貴する等經濟の混亂を惹起することにもつとも大なりといはねばならぬ。それで鈔の弊はやはり多に在る。そして清が紙幣排拒に出づるも主として従前歷代諸朝いづれもこの鈔の多の弊に惱めるをみて鑑みるところあるによることはあきらかなるところである。右の引用においてみられる「前代鈔法を行用す、その弊百端」とあるところは、すなはちこゝに通ずるところあるものと解してよいかと思はれる。

いづれにせよ、われは清代において紙幣排拒の思想の強固なるをみる。しかるに紙幣排拒の思想の背後には金屬主義貨幣論の思想を想定すべきであらう。特に鑄錢において南齊の孔顛の「銅を惜しまず工を愛しまず」の遺法は、意識的にはそれが私鑄防止のためであつたとはいへ、やはり、たとへ無意識的であつたかも知れぬとし

*) 丘濬、大學衍義補、卷二十七、制國用、銅鑄之幣・下。

ても、この金屬主義の思想の上になりたつものであるといへよう。況んや錢價の調整のためにその重量を加減せるがごときはあきらかに金屬論の思想の表現でなければならぬであらう。さういへば、また、さきに引ける海望の「錢文の輕重、必ず銅價の高低に隨」ふとあるも金屬論の表現であらねばならぬ。そしてこの金屬論はひとり銅錢に極限されるものでなくて、早くより銀幣に擴大せられることすでにながめたるところよりして明らかなるのであるが、さらに進んでは金貨にまで及ぶをみる。すなはち、清史御史・王嗣漢、通政司參議・楊宜浴が「金を積んで仿鑄せん」と建議せるはそれであり、戸部疏請して「造幣の用に備へて官に納むるもの皆金に準ぜん」といひ、出使大臣・汪大燮が「金を用ふるの利」をいへるがごときもまたその思想に屬せしむるを得よう。かくて金本位制採用をいふもの多く、あるひは金爲替制を説くものもあらはれることとなる。孫寶琦が「對内銀を用ひ、對外必ず預計に金を用ひん」といへるがそれである。けだし、銀本位制より金本位制に移ること難きを認識するからであらう。そしてこれらの思想が、支那の内部より醸成せるものでなくして、外國との交渉より生ぜる模倣であることは時代のせいであり、注意に價する。それはともかく、後年、支那の幣制改革が問題となり銀本位制より金本位制への推移が叫ばれるとき、もつとも有力なる案として登場するケンメラの改革案が金爲替本位制であることを思へば、孫寶琦のこの主張は高く評價されてよいであらう。

四　　む　　す　　び

以上われは、清志稿・食貨志・錢幣の條下にいさゝか有清一代の貨幣思想をうかゞふところあつたのであ

るが、それにおいてみいだされるところのものは、その本質においてみれば必ずしも清代にかぎらず、すでに早くその以前においてみうるもの多きにをるを知る。そして、清末における金本位制の思想のごときすら、金と銀の差こそあれ、原理においては、例へば明の丘濬の説くところすでに金本位制に通ずるものがあること、私のすでに指摘せるところのごとくである*。しかしながら、こゝに注意すべきは、丘濬の場合は西歐になりたて、いはゆる金本位制の原理とは獨立に丘濬の想到せるところのものが、たゞ今日よりこれをみれば、西歐になりたて、いはゆる金本位制の原理に該當あるひは暗合するにすぎぬといふべきであらう。しかるに、清末におけるものは西歐になりたて、いはゆる金本位制の原理そのものの輸入あるひは採用である。前者の本體は支那の思想であるが、後者の本體は西歐の思想である。そしてたゞ金本位制の思想についてみられるかくのごとき事情は清代における、特に阿片戦争後における西力東漸の事態を反映せるものであり、同時にここにまた清代貨幣思想の前代にみられぬ特異なるものがみられるとなし得ようか。

本稿起草の際、懇切なる御示教を賜はりし、人文科學研究所の安部健夫學士、佐伯富學士の御厚情に對し、深謝の意を表す。

*) 丘濬、前掲書。
拙稿、明代貨幣攷、(東亞人文學報、第一卷第二號)
丘濬の貨幣思想(經濟史研究、第二十七卷、第六號)